

第3回
食と農林漁業の再生実現会議
参考資料

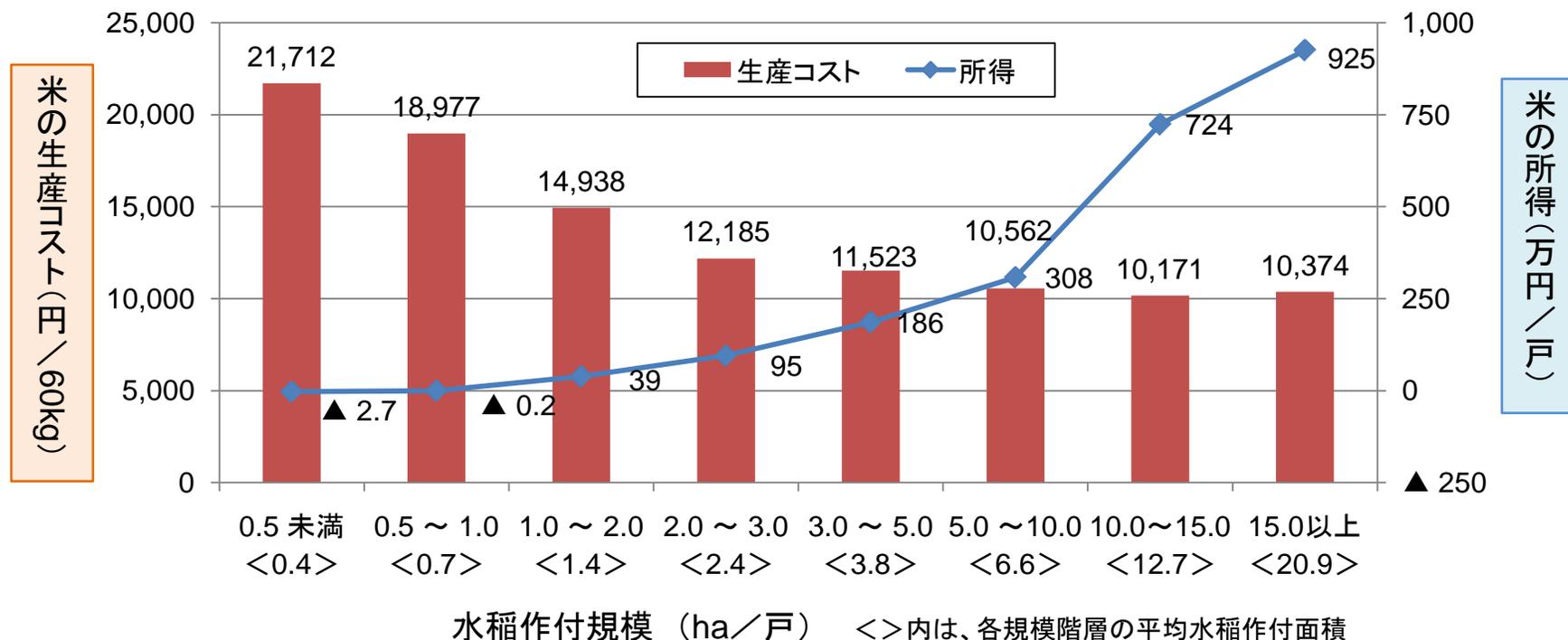
平成23年2月

農林水産省

1. 稲作経営の規模と生産コスト、所得との関係

- 米の生産コストは規模が大きくなると低下するが、10haを超えるとほとんど変わらない。ただし、規模拡大につれて所得は増加する。

○米の生産コストと所得



資料：農林水産省「平成20年産米の生産費(都府県)」
注：生産コストは、支払利子・地代算入生産費である。
所得は20年産の価格で算出されており、助成金は含まれない。

- 1 集落当たりの水稲作付面積は、平場では20ha程度、中山間では10ha程度。
- 1 戸当たりの水稲作付面積は、平場では1ha程度、中山間では0.8ha程度。

	水稲作付面積 〈万ha〉	田のある集落数 〈集落〉	1集落当たり 水稲作付面積 〈ha/集落〉	水稲作付農家 戸数 (販売農家) 〈千戸〉	1戸当たり 水稲作付面積 (販売農家) 〈ha/戸〉
全国	170	119,061	14.3	1,657	0.90
平場 (都市・平地)	105	57,325	18.4	957	1.01
中山間 (中間・山間)	65	61,736	10.5	701	0.76

資料: 農林水産省「2005年農林業センサス」(水稲作付面積は「平成17年作物統計」)

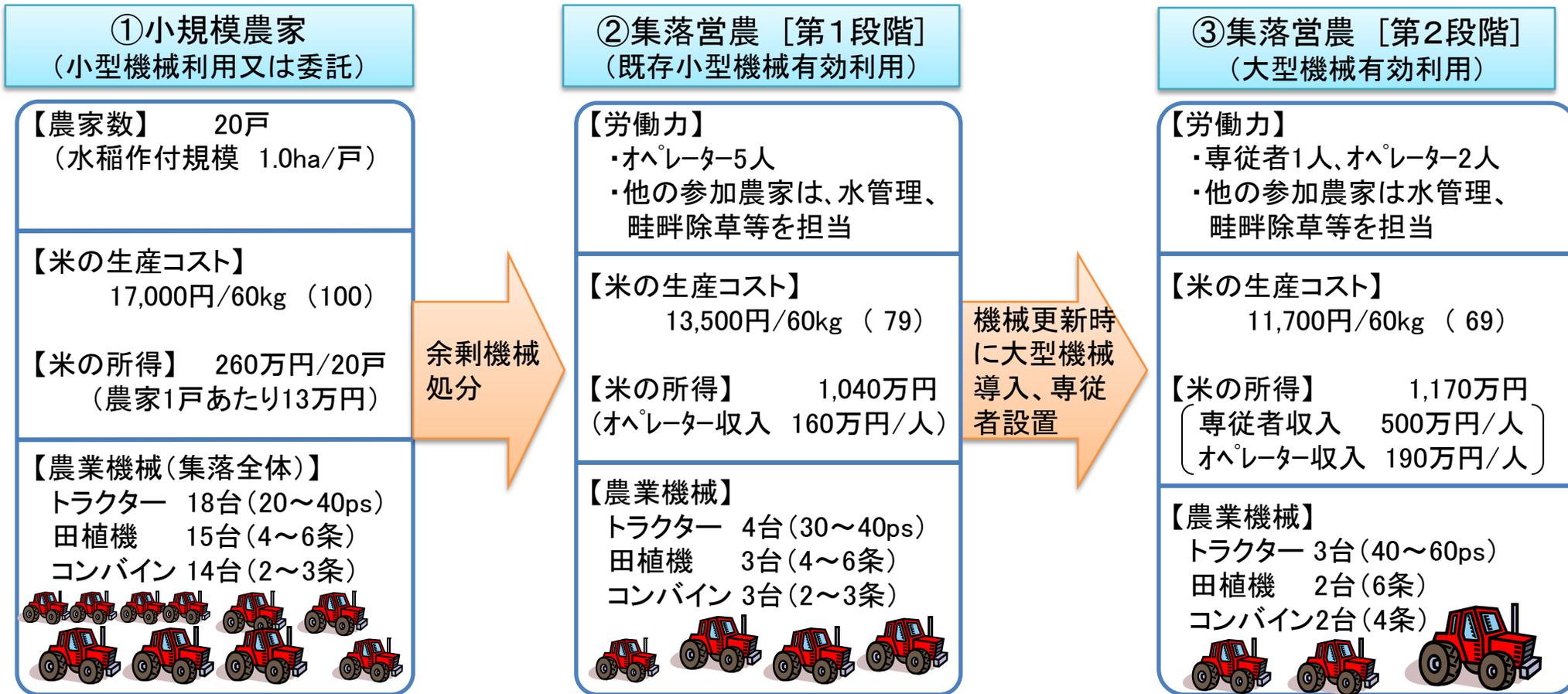
注1: 水稲作付面積の平場と中山間の内訳は、「2005年農林業センサス」における田面積の比率で按分することにより算出。

注2: 1集落当たり水稲作付面積は、水稲作付面積を田のある集落数で除すことにより算出。

- 小規模農家が集落営農に移行すれば、生産コストが下がり所得が高まる。
- 集落営農が高度化すれば、さらに所得が上がる。

○小規模農家と集落営農の生産コスト、所得の関係例

(集落の水稲作付面積が**20ha**の場合(平場の平均的な1集落当たり水稲作付面積))



資料:農林水産省「平成20年産米生産費(都府県)」、「平成20年営農類型別経営統計(組織法人経営の水田作経営のうち集落営農)(稲作単一経営)」

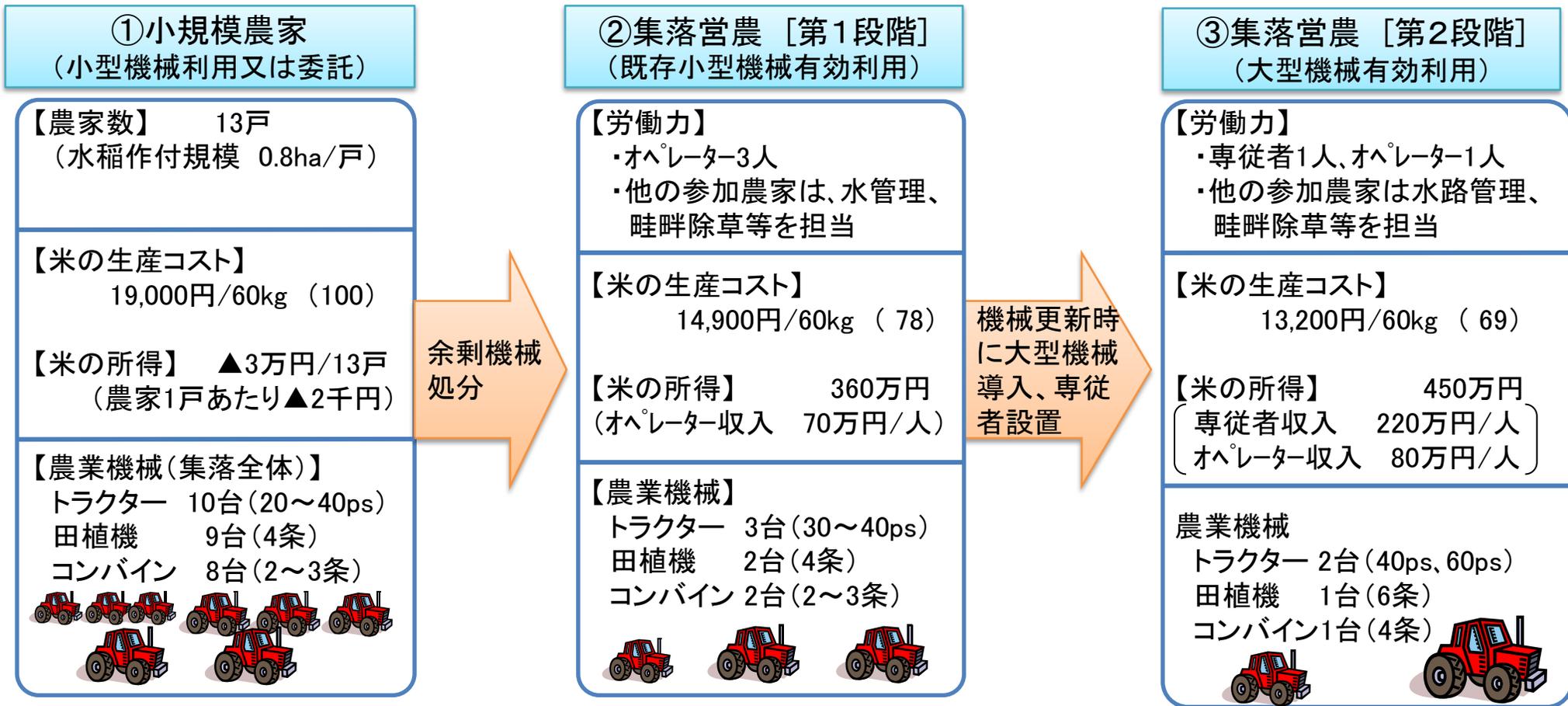
注1:生産コストは、①では支払利子・地代算入生産費、②③では生産原価である。

2:①は、米生産費の水稲作付規模0.5~1.0ha層、1.0~2.0ha層のデータによる。

3:②③は、営農類型別統計の水田作付延べ面積規模20~30ha規模(水稲作付規模は19.9ha)のデータを基に試算。

○小規模農家と集落営農の生産コスト、所得の関係例

(集落の水稲作付面積が**10ha**の場合(中山間の平均的な1集落当たり水稲作付面積))



資料:農林水産省「平成20年産米生産費(都府県)」、「平成20年営農類型別経営統計(組織法人経営の水田作経営のうち集落営農)(稲作単一経営)」

注1:生産コストは、①では支払利子・地代算入生産費、②③では生産原価である。

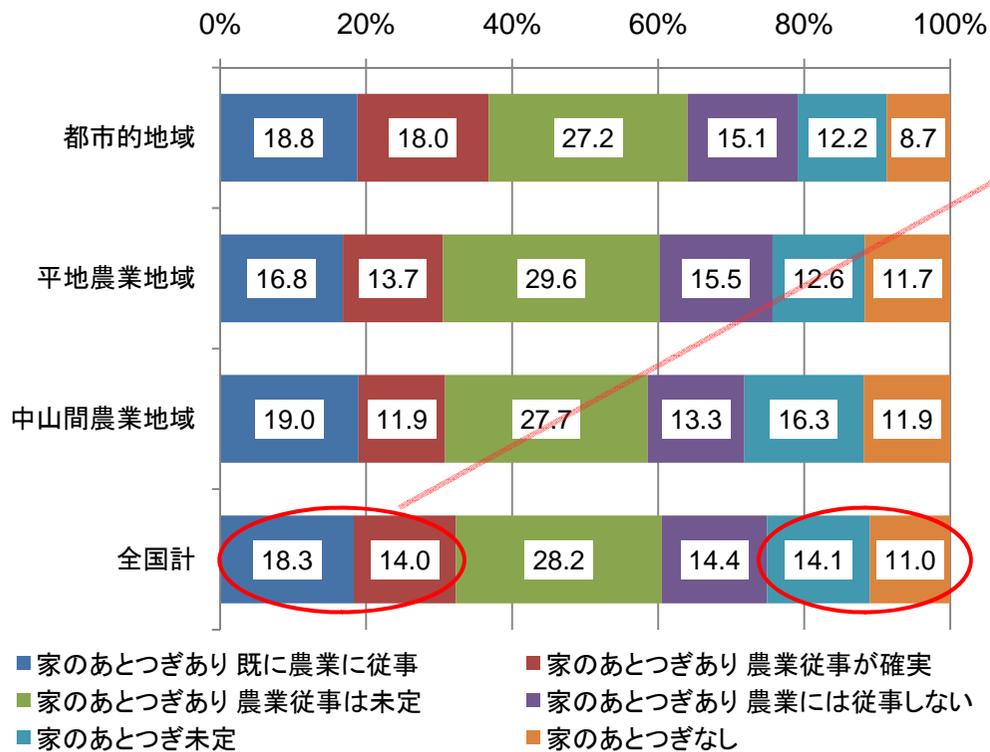
2:①は、米生産費の水稲作付規模0.5~1.0ha層のデータによる。

3:②③は、営農類型別統計の水田作付延べ面積規模10~20ha規模(水稲作付規模は10.6ha)のデータを基に試算。

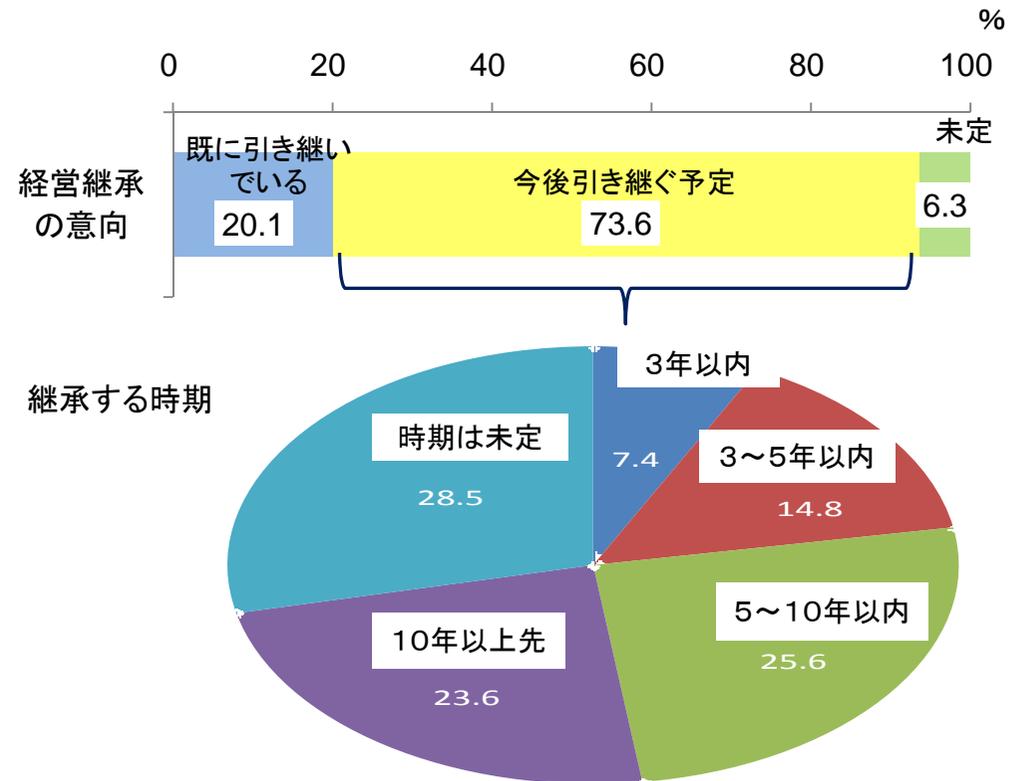
2. 農業者の現状

○ 農地の出し手となることを見込まれる農家のうち、3分の1は農業後継者がいる一方、4分の1は家の後継者もない。

○ 農業後継者の状況



○ 農業後継者の経営継承意向と継承時期



資料:「今後の農地利用に関する緊急アンケート調査」

※ 農地の出し手となることを見込まれる農家(世帯主が65~70歳の全国の1,479戸)に対し、緊急アンケートを実施。(平成23年2月9日~14日)

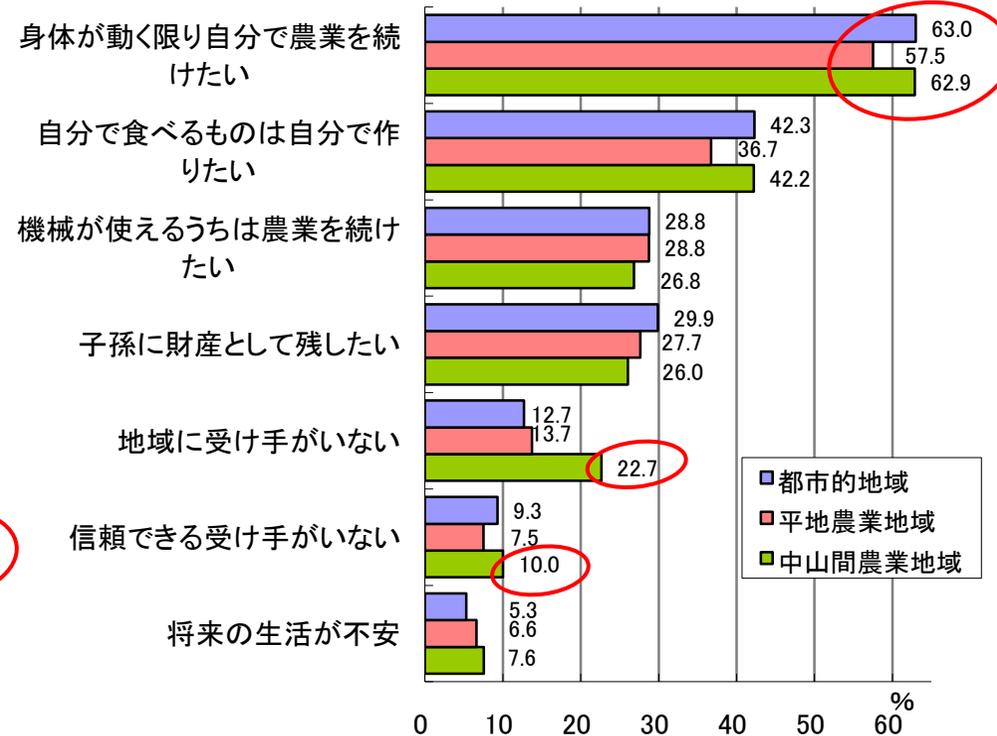
○ 農地の出し手となることを具体的に考えている農家は少ない。

○ 今後の農地利用の意向

(単位:%)

	農業あと つぎに任 せる	貸したい	売りたい	作業委託 したい	子や孫の 判断に 任せる	今は特に 考えてい ない
都市的地域	38.6	5.6	1.6	4.5	25.9	23.8
平地農業地域	31.9	11.1	3.8	9.1	25.9	18.4
中山間農業地域	33.7	8.9	2.8	6.9	26.7	20.8
全国計	34.4	8.7	2.8	7.0	26.2	20.8

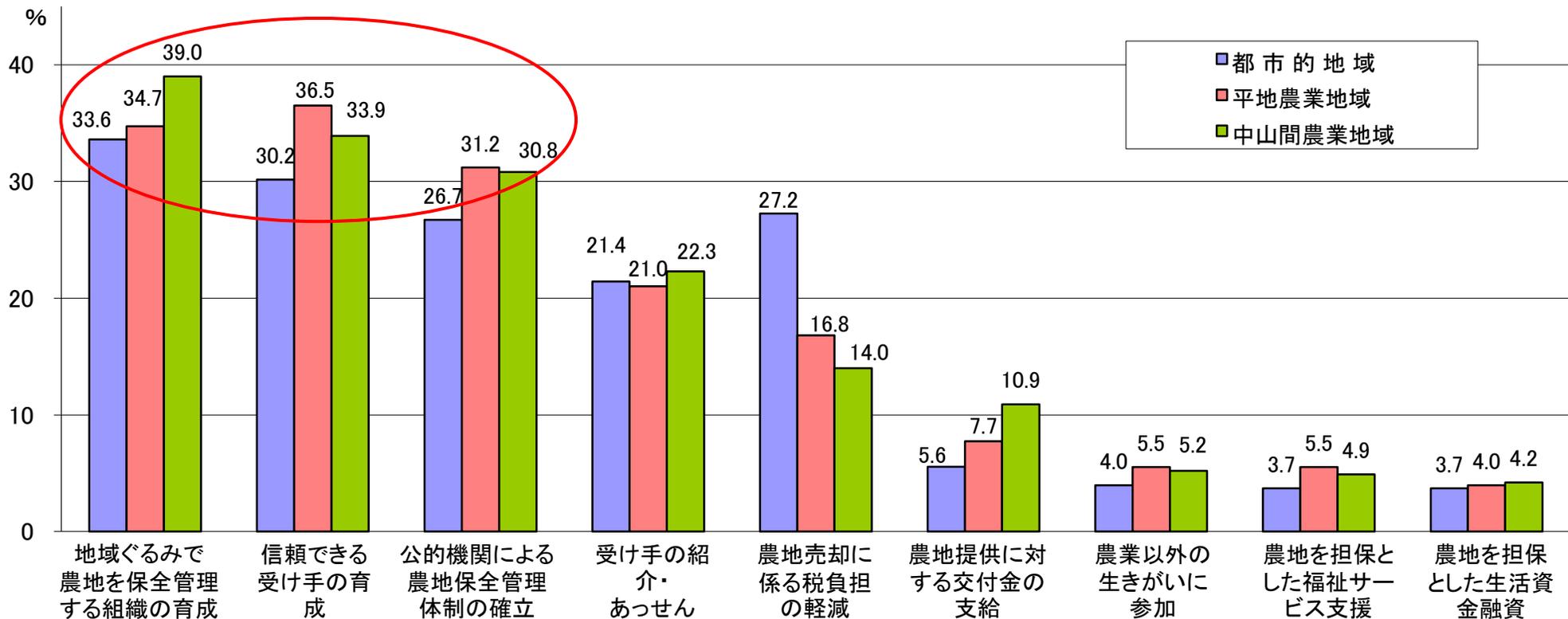
○ 農地を貸す・売る・作業委託する場合の課題や支障について(複数回答)



資料:「今後の農地利用に関する緊急アンケート調査」

○ 農地流動化に向け、農地の受け手や受け皿の育成・確保が主な課題。

○ 農地を貸す・売る・作業委託するにはどのような施策・支援が必要か(複数回答)



資料:「今後の農地利用に関する緊急アンケート調査」

○ フランスでは、①条件不利地域対策、②新規就農対策等の観点から青年就農者を対象に交付金や低利子貸付等を実施。

フランスにおける若者の就農支援策（青年就農交付金制度）

○ 青年就農交付金の概要(1973年創設)

創設時は条件不利地域が対象。後に平地も対象となった。

【支援要件】

- 18～40歳
- 農業高校卒業時の国家資格取得
(職業バカロレア又は農業技術資格免状)
- 研修計画実施、就農発展計画作成
- 受給後1年以内就農、最低5年就農

○ 青年就農交付金に関する現地での評価等

- 若い農業者(40歳未満)の割合が大幅に増加した。
- 新規就農者に占める若い農業者(40歳未満)の割合は6割を超える。
- 交付金受給者の10年後の定着率は95%と非常に高い。

	平地地域	条件不利地域	山岳地域
主業農家 ※副業は半額	8,000~17,300 ユーロ (88~190万円)	10,300~22,400 ユーロ (113~246万円)	16,500~35,900 ユーロ (182~395万円)

※ レートは1ユーロ110円(2011.1時点)で換算

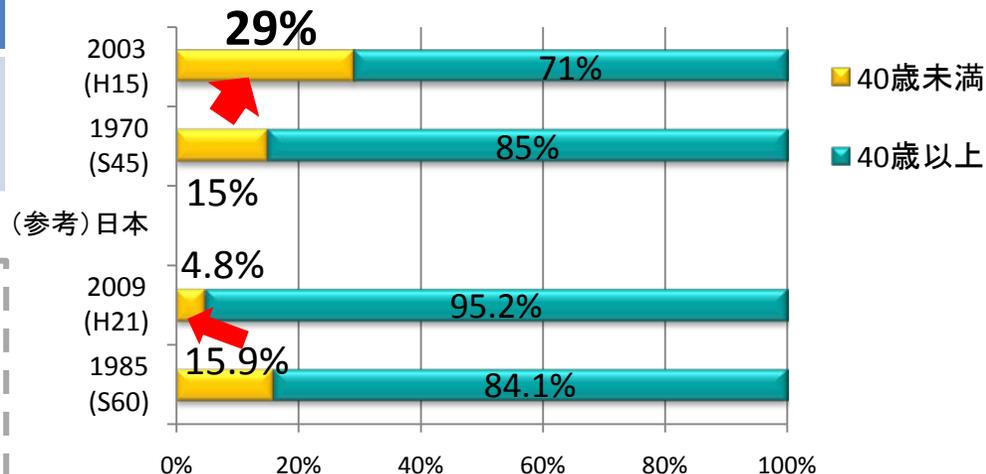
【実績(2009年)】

- 5,891人に支給(農家子弟が7割)
- 受給者の平均年齢は28.3歳
- 平均受給額は16,500ユーロ(約180万円)

※ 交付金は全額が税額控除される

- 支援総額 9,700万ユーロ(107億円)

○ フランスの主業農業者の年齢構成 (13.6万人)



※ 日本は基幹的農業従事者

(出典) 「AGRESTE - Recensements agricoles 1970, 1979, 1988, 2000 (échantillon) et enquête structure 2003」, 「農業構造動態調査」

○ 女性農業者は農業就業人口の半数を占める。

○農業就業人口に占める女性の割合 (平成22年)

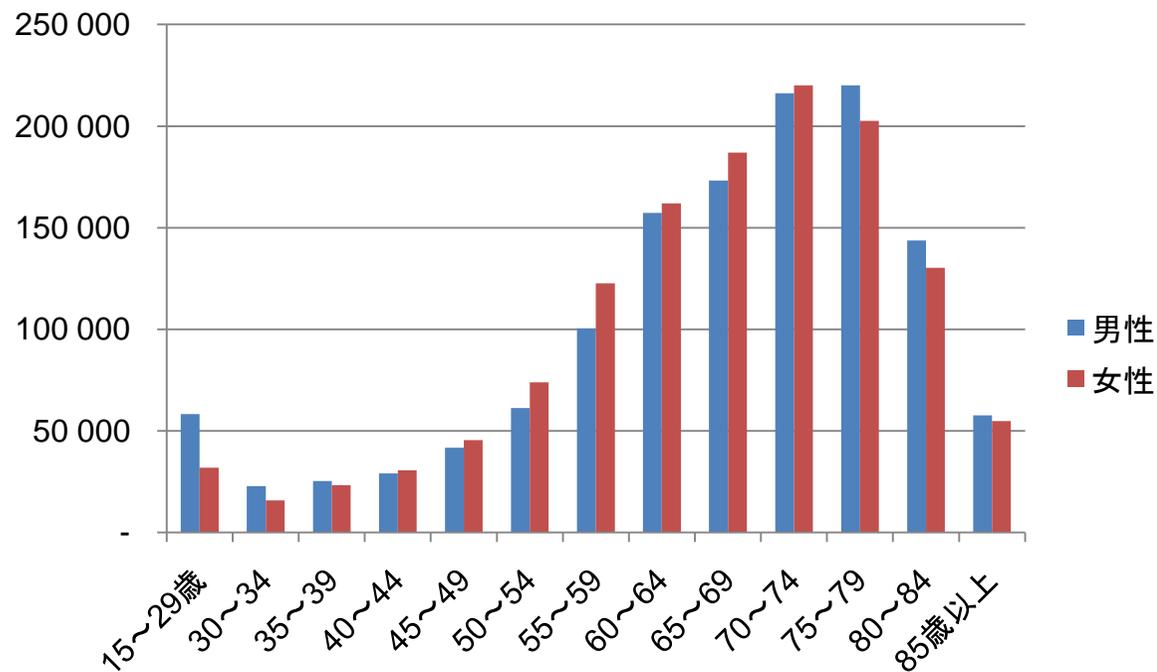
農業就業人口	261万人
うち女性	130万人
女性の割合	49.9%

資料:農林水産省「2010年世界農林業センサス」(概数値)

注:1)「農業就業人口」とは、販売農家の15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営業のみに従事した者又は農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

2)「販売農家」とは、経営耕地面積が30アール以上又は過去1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

○男女別年齢別農業就業人口

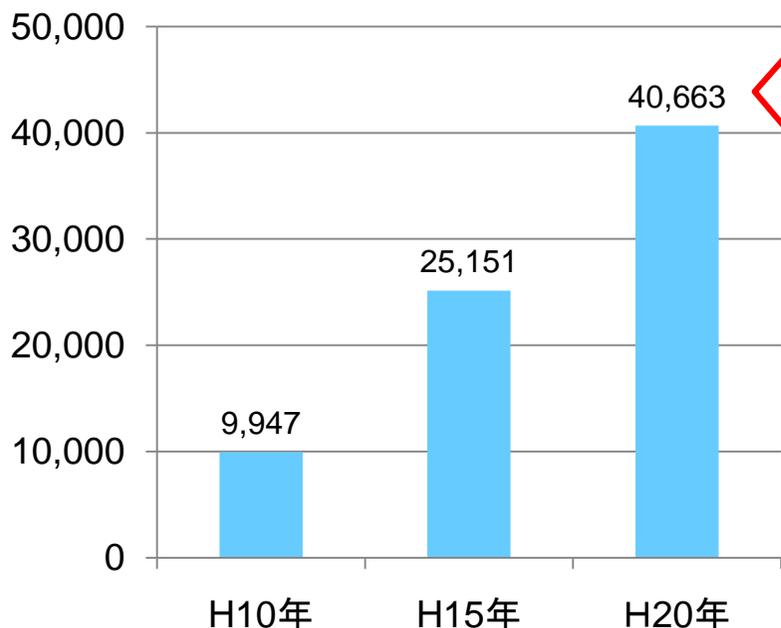


○ 家族経営協定締結農家数は毎年増加しているものの、農家全体の1割程度。

家族経営協定

近代的な家族農業経営の実現を目指し、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境などについて家族みんなで話し合いながら取り決めるもの。

○ 家族経営協定締結農家数の推移



○ 農家数に
占める割合

11.1%

注) 農家数は主業農
家数(365千戸)

○ 取り決めている協定の内容

取り決め内容	割合
農業経営の方針決定	90.4%
労働時間・休日	88.4%
農業面の役割分担 (作業分担、簿記記帳等)	79.3%
労働報酬(日給、月給)	72.7%
収益の配分 (日給、月給以外の利益配分)	46.7%

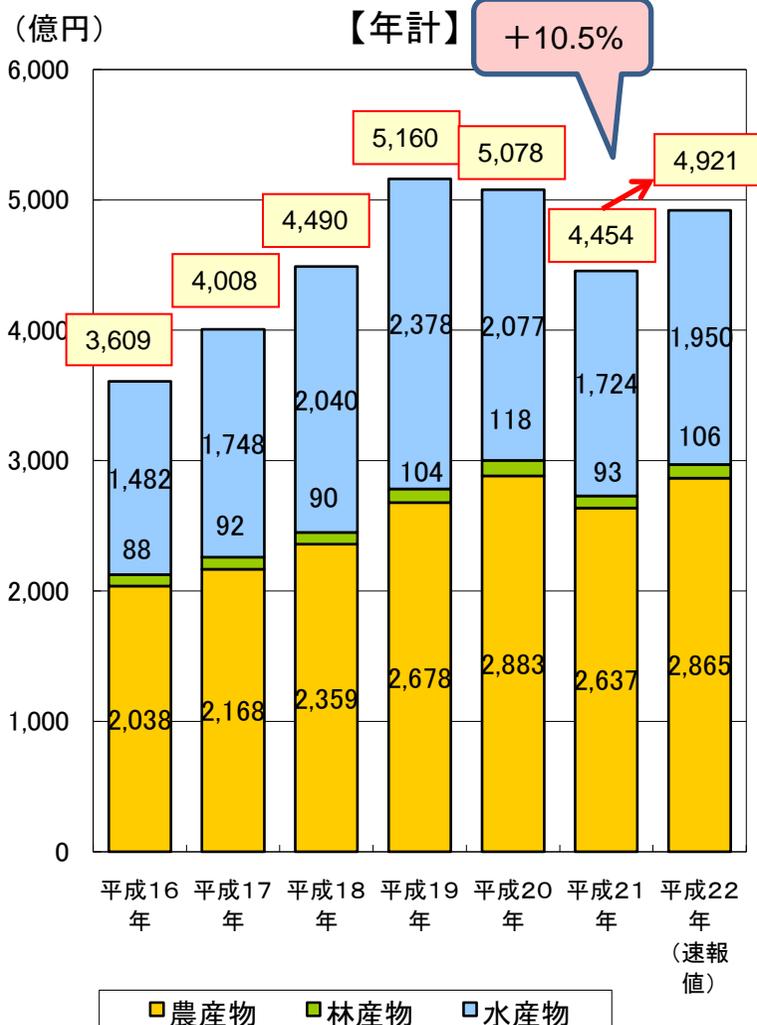
(注) 複数回答

資料: 農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」(平成20年)

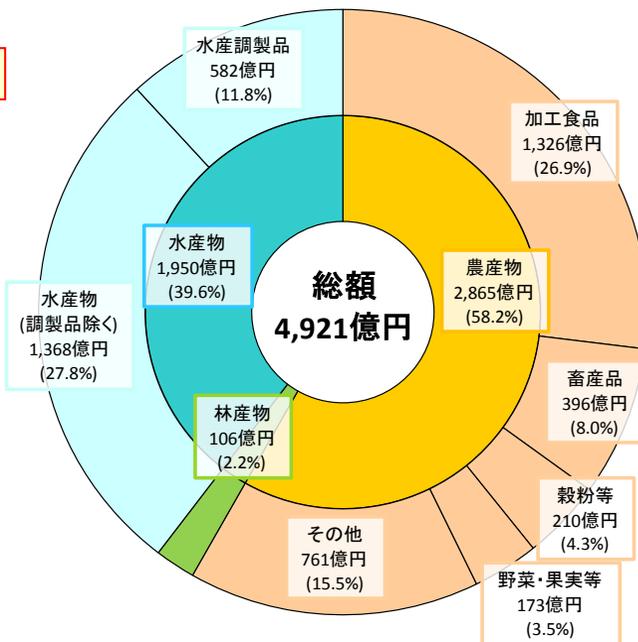
資料: 農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」

3. 農林水産物の輸出をめぐる状況について

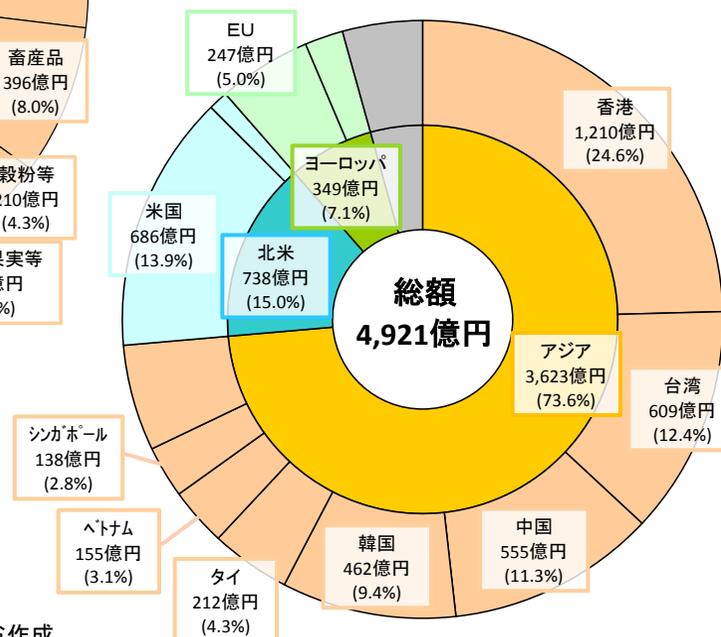
○ 農林水産物・食品の輸出額は減少傾向で推移していたが、平成22年は回復。



○ 農林水産物・食品の輸出額の品目別内訳(平成22年(速報値))



○ 農林水産物・食品の輸出額の国・地域別内訳(平成22年(速報値))



※カッコ内は輸出額に占める割合
資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

- 海外市場ニーズへの対応が不十分な場合がみられる一方、品目別の産地横断的な取組により、効率的・効果的な取組が期待しうる場合がある。

現状と課題例

生産・出荷

- 安定供給
 - ・産地の供給力にばらつき
 - ・不作時の供給減少
 - 品目全体の出荷目標の設定
- 海外市場ニーズへの対応
 - ・品質にばらつき
 - ・国内向け商品で対応
 - 輸出向け自主基準の設定
 - 輸出向けの新たな商品開発
- 輸出先国の規制等への対応
 - ・産地毎の個別対応
 - 産地間での情報・技術の共有
 - 国や輸出先国政府へ要請活動
- 生産コストの削減
 - ・産地毎の個別対応
 - 産地共同での技術開発

流通

- 商流対策
 - ・各産地が個別に商流の構築
 - 産地間連携による長期産直契約
 - 並行輸出対策を実施
 - 知的財産の保護
- 物流対策
 - ・産地毎の個別対応
 - 品質保持技術の共同開発
 - (痛みにくい出荷ケース等)

販売

- マーケット調査
 - ・限定的調査
 - ・産地毎に同じ調査
 - 品目全体での供給力・供給期間に基づき調査実施
- 販売促進体制
 - ・資金力の制約のため産地毎の海外体制整備は困難
 - 現地事務所、代理人を設置
 - ナショナル・ブランドの発信
- 販売促進事業
 - ・産地毎に単発的なイベントの実施
 - ナショナル・ブランドの下での継続的、定期的、効果的な実施
 - 産地間のスケジュール調整
 - 販促資材の共同使用